



## はじめに



人口減少や少子高齢化の急速な進展、経済のグローバル化など社会情勢が大きく変化している中で、豊かで活力ある地域を築くためには、男女がお互いの人権を尊重し、その能力と個性を十分に発揮することができる社会づくりを進めていくことが不可欠です。

いすみ市では、平成24年3月に「いすみ男女共同参画プラン ～一人ひとりを認め合い ところ豊かに笑顔あふれるまちをめざして～」を策定し、この計画に基づき男女共同参画を実現するための施策を推進してきたところです。

しかしながら、いまだに性別による固定的な役割分担意識が根強く残っており、家庭や職場、地域、学校といったさまざまな場面において、男女平等が充分には実現されていない現状があります。

このような状況を踏まえ、これまでの課題を踏まえつつ社会情勢に対応した男女共同参画の取り組みをこれまで以上に推進していくため、「第2次いすみ男女共同参画プラン」を策定いたしました。

本プランでは、「一人ひとりがいきいきと輝く社会の実現をめざして」を基本理念とし、「男女共同参画社会を目指す意識づくり」「男女が安心して暮らせる環境づくり」「あらゆる分野での男女共同参画の社会づくり」の3つの基本目標を掲げ施策の推進に努めるとともに、市の取り組みだけでなく、市民や各種団体などと連携・協働しながら男女共同参画社会の実現をめざしてまいります。

さらに、計画の一部をDV(ドメスティック・バイオレンス)防止法及び女性活躍推進法の市町村基本計画として位置付け、施策の推進を図ってまいります。

最後に本プラン策定にあたり、いすみ男女共同参画プラン推進懇話会の委員をはじめ、アンケート調査やパブリックコメント等にご協力いただきましたすべての皆さまに心から感謝申し上げます。

平成29年3月

いすみ市長 **太田 洋**

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 第1章 プランの基本的な考え方                |    |
| 1 プラン策定の趣旨                     | 2  |
| 2 プランの位置づけ                     | 2  |
| 3 プランの期間                       | 3  |
| 4 プランの基本理念                     | 3  |
| 5 プランの基本目標                     | 3  |
| 第2章 プランの具体的な取り組み               |    |
| 1 プランの体系                       | 5  |
| 第3章 プランの施策の内容                  |    |
| 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会を目指す意識づくり        |    |
| 1 男女の人権の尊重                     | 7  |
| 2 男女平等教育の推進                    | 11 |
| 基本目標Ⅱ 男女が安心して暮らせる環境づくり         |    |
| 1 あらゆる暴力の根絶                    | 13 |
| 2 安心して暮らせる環境づくり                | 18 |
| 基本目標Ⅲ あらゆる分野での男女共同参画の社会づくり     |    |
| 1 就業と環境の整備                     | 21 |
| 2 施策・方針過程への参画促進                | 26 |
| 第4章 プランの推進                     |    |
| 1 推進体制の整備・充実                   | 29 |
| 2 市民との共創と協働によるプランの推進           | 29 |
| 3 国・県等関係機関との連携                 | 29 |
| 資料                             |    |
| (1) 男女共同参画に関する市民アンケート調査結果      | 31 |
| (2) いすみ男女共同参画プラン推進懇話会設置要綱      | 34 |
| (3) いすみ男女共同参画プラン推進懇話会委員名簿      | 36 |
| (4) 男女共同参画社会基本法                | 37 |
| (5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 | 40 |
| (6) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律     | 46 |
| (7) 世界・国・県の男女共同参画の動き           | 51 |
| (8) 用語解説                       | 54 |



# 第1章

## プランの基本的な考え方



## 第1章 プランの基本的な考え方

### » 01 プラン策定の趣旨

本市では、「いすみ男女共同参画プラン」（計画期間：平成24年～平成28年）に基づき、これまで様々な分野における情報提供やワーク・ライフ・バランスの普及促進・子育て・介護への支援等に重点的に取り組んできました。働く女性は増加しているものの、マタニティハラスメントが社会問題化するなど、女性が働き続けることが難しい状況は継続しています。

また、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、男女共同参画についての意識醸成や仕事と家庭生活の両立のための支援など、数多くの課題が生じています。

こうした社会情勢の変化やライフスタイルの多様化に対応し、総合かつ横断的な施策の方向性を示す新たな男女共同参画社会の実現が重要になっています。

国においては、平成27年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）が制定されるなど、近年、男女共同参画の推進に力を入れています。

千葉県においても、平成28年3月に第4次男女共同参画計画が決定されました。

これを受け、本市においても男女共同参画社会を形成するため、「第2次いすみ男女共同参画プラン」を策定します。

### » 02 プランの位置づけ

男女共同参画社会基本法の理念に基づくプランであり、第4次千葉県男女共同参画計画の基本的考え方や、平成20年3月策定のいすみ市総合計画基本構想を勘案し、本市が男女共同参画社会の実現に向け、基本目標や施策等を定めたものです。

なお、本プランは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）」第2条の3第3項及び、「女性活躍第6条第2項の規定に基づく本市における推進計画としても位置付けます。



### » 03 プランの期間

このプランの期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

ただし、この期間においても国や県をはじめ社会情勢の変化に柔軟に対応し、政策を効果的に進めるために、必要に応じてプランの見直しを行います。

### » 04 プランの基本理念

男女共同参画社会基本法は、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」、「国際的協調」を基本理念として掲げています。

この基本理念を前提とし、本プランでは、「一人ひとりがいきいきと輝く社会の実現をめざして」を基本理念とします。

### » 05 プランの基本目標

基本理念に基づき、次の3つの基本目標を定め、施策を展開します。

- ・基本目標Ⅰ 男女共同参画社会を目指す意識づくり
- ・基本目標Ⅱ 男女が安心して暮らせる環境づくり
- ・基本目標Ⅲ あらゆる分野での男女共同参画の社会づくり

## 第2章

# プランの具体的な取り組み



## 第2章

# プランの具体的な取り組み

### » プランの体系

目標

基本目標

基本的課題

施策の方向

一人ひとりがいきいきと輝く社会の実現をめざして

I 男女共同参画社会を目指す意識づくり

1 男女の人権の尊重

- ① 人権尊重の意識づくり
- ② 固定的な性別役割分担にとらわれない男女平等の意識づくり

2 男女平等教育の推進

- ① 環境の整備・充実
- ② 男女共同参画の視点に立った教育の推進
- ③ 男女共同参画の視点に立った国際的協調の推進

II 男女が安心して暮らせる環境づくり

1 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

- ① DVや児童等対策の相談・支援体制の充実
- ② DV・虐待被害者等に対する広報・啓発
- ③ セクシュアルハラスメントや、パワーハラスメント防止対策の推進

いすみ市DV対策基本計画

2 安心して暮らせる環境づくり

- ① 健康増進事業・母子保健対策の充実
- ② 子育て環境の整備
- ③ 家庭・地域における男女共同参画の促進
- ④ ことごとからだの健康支援
- ⑤ 生活の安定と自立に向けた福祉対策の推進

III あらゆる分野での男女共同参画の社会づくり

1 就業と環境整備

- ① 女性の就業環境の整備
- ② 労働における男女共同参画の促進

いすみ市女性活躍推進計画

2 施策・方針過程への参画促進

- ① 各種審議会・委員会等の委員への女性の登用

## 第3章

# プランの施策の内容



## 第3章 プランの施策の内容

### 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会を目指す意識づくり

#### 1 男女の人権の尊重

##### 【現状と課題】

男女共同参画とは、男性・女性という性による差別化に由来する固定観念や偏見を否定し、作られたイメージではなく、男女ともに個人として尊重され、その個性を活かしながら、政治的、経済的、社会的、文化的活動などあらゆる活動に参画することで、喜びや責任を分かち合うことができる社会のことです。

本市では、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も喜びも分かち合い、性別（ジェンダー）にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて啓発活動などに取り組んできました。

今回実施した男女共同参画に関する市民アンケート（以下「市民アンケート」）では、「男女地位について」、『学校教育』で67.4%の人が平等となっていると回答したことにに対し、『習慣・しきたり』、『政治や行政』、『社会全体』では、「男性優遇またはどちらかといえば男性優遇」と回答している人が大きく上回っています。（8ページ 図1）

また、『男は仕事、女は家庭』という意見に肯定的な人が33.8%となっており、約3人に1人は性別による固定的役割意識を持っている結果になりました。（8ページ 図2）

この結果について、『仕事と家庭生活どちらを優先させるのが望ましいか』を見ると男女で意見が分かれており、男性の26.0%が家庭より仕事を優先させると回答していますが、女性は6.3%と低くなっており、家庭生活に対する意識の違いが見受けられます。（8ページ 図3）

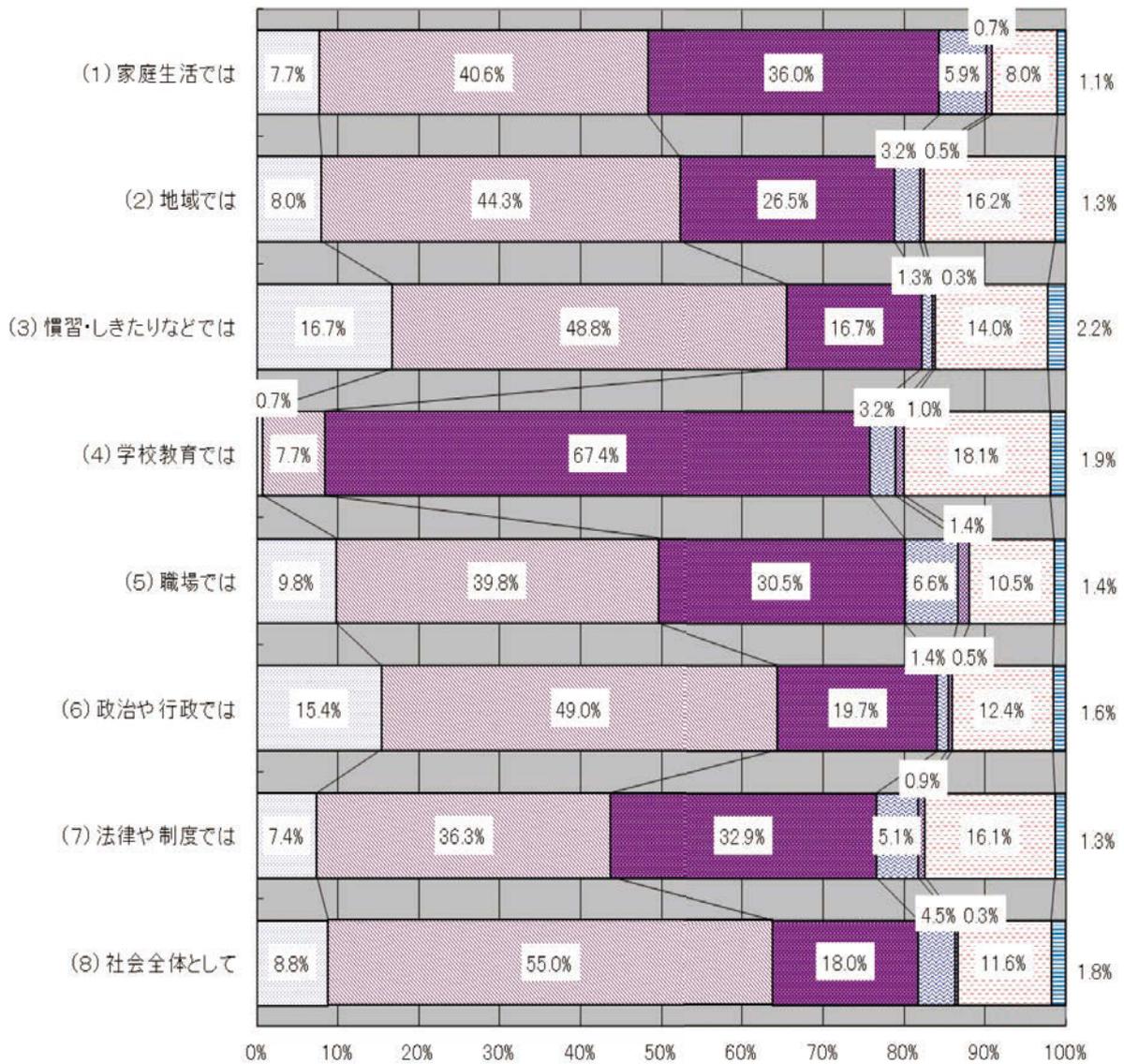
男女共同参画社会の実現においては、市民一人ひとりの意識が変わることが重要です。今後は固定的性別役割分担意識の解消・しきたり等の見直しについて、情報発信や、講演会、研修会の開催などを通して男女平等意識を高め、市民の意識改革を図ることが必要です。

##### （計画の指標）

| 計画の指標  | 近況値<br>(平成28年度) | 目標値<br>(平成33年度) |
|--|-----------------|-----------------|
| 社会全体における男女の地位の平等意識<br>「平均になっている」と思う人の割合        | 18.0%           | 30.0%           |
| 男女の固定的役割分担意識<br>「男は仕事、女は家庭」という考え方を肯定<br>する人の割合 | 33.8%           | 30.0%           |

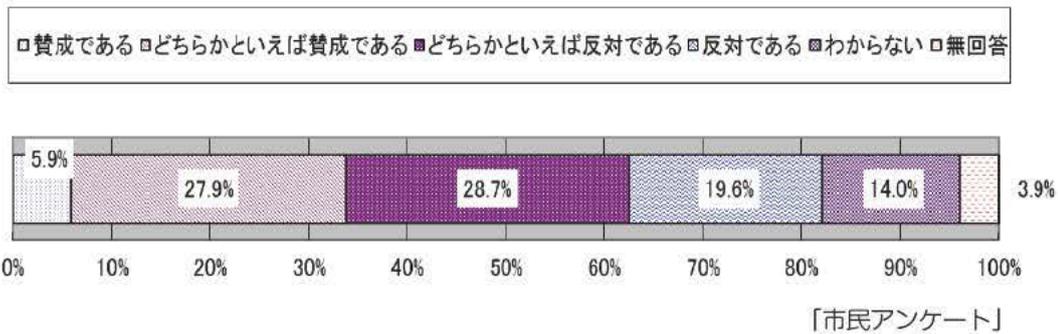
「市民アンケート」

(図1) 男女の地位について

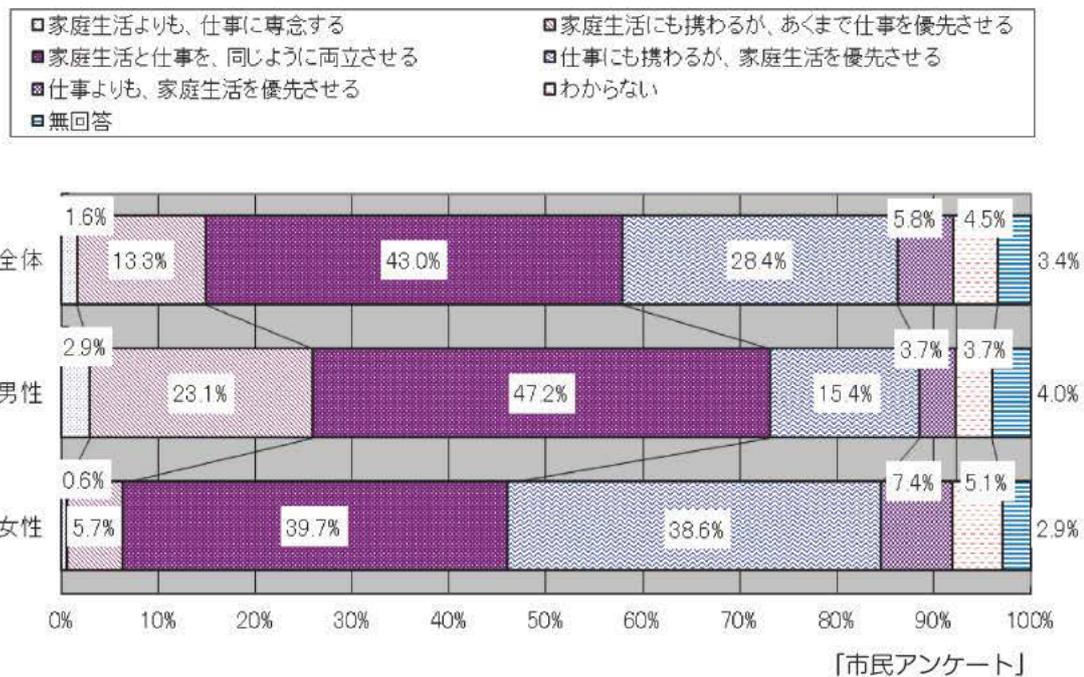


「市民アンケート」

(図2) 「男は仕事、女は家庭」という考え方について



(図3) 仕事と家庭生活どちらを優先させるのが望ましいかについて



## 施策の方向

### ①人権尊重の意識づくり

男女共同参画に関する理解を深めるために、講演会・セミナーなど積極的な参加の啓発を推進します。

| 事業内容                                     | 担当課      |
|--|----------|
| 男女共同参画に関する講演会、セミナーなどの開催を通じた意識啓発及び学習機会の充実 | 企画政策課    |
| 「千葉県人権施策基本指針」に基づく総合的な人権教育・人権啓発の推進        | 福祉課      |
|  | 健康高齢者支援課 |
|  | 学校教育課    |
|  | 生涯学習課    |

## ② 固定的な性別役割分担にとらわれない男女平等の意識づくり

男女共同参画理念の普及と固定的な性別役割分担意識の解消を重要視し、引き続き「男女共同参画意識の啓発」を着実に進めていきます。

| 事業内容                               | 担当課   |
|------------------------------------|-------|
| 広報紙や市のホームページを活用した男女共同参画に関する啓発活動の推進 | 企画政策課 |
| 男女平等の視点に配慮した広報紙や各種資料などを作成          | 企画政策課 |

### 市民の声 ～市民アンケートより～

- 男女は人として平等と思っています。男と女は本来能力が異なっていると思います。パートナーとして対等に得意分野で力を発揮し、補っていくとよいのではと思います。(30歳代女性)
- 女性はどうしても家庭で子育てや、家事に専念しなくてはいけない環境にまだある。社会も少しずつ変わってきているが、逆に子育てや家事のできない若い世代がみられることも課題かもしれない。(50歳代男性)
- 家庭での女性の役割を考えていかないと、子どもは増えていきません。生きていくため・生活するためには何が必要か、家庭の基本その中から子供は成長し学んでいくのだと感じます。それを支えていく女性の役割について、考えられる社会であって欲しいと願います。(50歳代女性)



## 2 男女平等教育の推進

### 【現状と課題】

男女共同参画社会の形成は、男女の人権が尊重されることを趣旨としており、社会における制度や習慣が、性別における個別的役割を反映し、影響を及ぼさないよう配慮されなくてはなりません。

市民アンケートによると、『学校における男女の平等意識』について67.4%の人が平等になっていると感じています。他の分野に比べると相対的に男女の平等意識が高い水準となっていますが、より一層の男女共同参画について理解を深めるためには学校・家庭・地域を通じて男女共同参画への理解の浸透を推進することが重要です。(8ページ 図1)

また、近年LGBTなど性的少数者についての社会的認知が進みつつあり、多様な価値観を持つ人々への理解がこれまで以上に求められています。男女共同参画や人権の観点から、性的少数者など多様な価値観を持つ人々への理解が促進されるよう、取組みを行う必要があります。

このことから学校教育においては、性別等にとらわれることなく、個性を尊重した教育や指導を行うとともに、単に性別による理由だけで子供を差別することがないように、教職員への男女共同参画に関する意識の啓発に努めることが必要です。

### 施策の方向

#### ①環境の整備・充実

学習体系の中に、男女共同参画に関するテーマを位置付け、それぞれの状況に応じたより多くの学習機会の提供と内容の充実に努めます。

| 事業内容                        | 担当課   |
|-----------------------------|-------|
| 講座、セミナーの内容の充実               | 生涯学習課 |
|                             | 企画政策課 |
| 生涯学習プログラムの充実                | 生涯学習課 |
| 岬ふれあい会館・各公民館を拠点とした生涯学習の場の提供 | 生涯学習課 |

#### ②男女共同参画の視点に立った教育の推進

学校教育全体を通じて、人権の尊重や男女の平等、相互理解と協力の視点に立って、学習の充実に図り、児童生徒の男女平等の意識を一層高めるよう、一人ひとりの個性や能力・適正などを大切に、発達段階に応じた指導を進めます。

| 事業内容                    | 担当課   |
|-------------------------|-------|
| 互いを尊重し、男女が協力する指導・教育の充実  | 学校教育課 |
|                         | 生涯学習課 |
| 個性や能力に応じた進路への適切な進路指導の充実 | 学校教育課 |
| 教育関係者の研修の充実             | 学校教育課 |
|                         | 企画政策課 |

### ③男女共同参画の視点に立った国際的協調の推進

国際的な男女共同参画に関する情報の提供を行うとともに、外国人との交流を通じて、男女共同参画に関する国際的な視点を養うとともに、外国人が地域の中で安心して暮らせる環境づくりに努めます。

| 事業内容                | 担当課       |
|---------------------|-----------|
| 国際的な男女共同参画に関する情報の提供 | 学 校 教 育 課 |
|                     | 企 画 政 策 課 |
| 国際交流事業の充実           | 学 校 教 育 課 |

## 市民の声 ～市民アンケートより～

- 今の時代あまり不平等は感じない。小さい頃から男女お互いに対して思いやりや尊重が徹底教育されていれば、自然とバランスのとれた平等社会はできるのではないか。(40歳代女性)
- お互い協力して女性の働く場所及び子どもを教育できる環境づくりに力を入れてほしい。(60歳以上男性)



## 基本目標Ⅱ 男女が安心して暮らせる環境づくり

### 1 あらゆる暴力の根絶

#### いすみ市DV対策基本計画

※この目標は、「DV防止法」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画と位置付けます。

人権の尊重は、私たちが生活するうえで最も基本的なことであり、すべての人々の人権が尊重され、相互が共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、一人ひとりの人権尊重の意識を高めることが大切です。

DV防止法については、第1次プランに比べ周知度は高くなっておりませんが、さらに周知を深めるため啓発活動が必要です。(図4)

セクシュアルハラスメント やストーカー行為、児童・高齢者・障がい者に対する虐待、配偶者等に対するドメスティック・バイオレンス (DV) や、SNSなどインターネット上の新たなコミュニケーションツールを利用した交際相手からの暴力が社会問題化するなど暴力は一層多様化しています。

特に女性に対する暴力は、経済力の格差や上下関係など男女がおかれている立場に起因する実態もあり、あらゆる暴力の根絶は、男女共同参画社会を形成していくうえでも克服すべき重要な課題となっています。

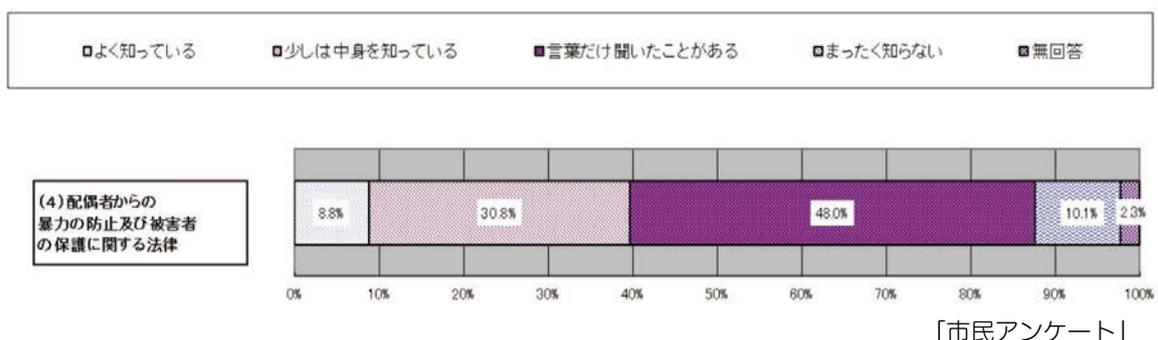
本市においてもDV相談受案件数は例年増加しており、27年度では前年度のおよそ1.7倍の相談が受理されています。(14ページ 図5)

市民アンケートの結果を見ると、6.9%の方が夫婦、恋人同士などの親しい間で、身的・心理的な暴力を受けたことがあると回答しており、被害経験のある人の多くが、家族や知人といった身近な人に相談しています。(14ページ 図6、15ページ 図7)

また、被害経験のある方の多くが、「自分さえ我慢すれば、何とかこのままやっていけると思ったから」、「相談しても無駄だと思ったから」などを理由に、「どこ(誰)にも相談しなかった」ということから、被害が深刻となっています。(15ページ 図8)

このことから、あらゆる暴力の防止・根絶に向けて、DV等の理解を深めるとともに、相談窓口の周知や相談体制の充実について対策が必要であり、さらに近年では親しい間柄にある若者の間の暴力である「デートDV」についても、深刻な被害が報告されていることから、デートDV防止のための対策も必要です。

(図4) DV防止法を知っているかについて

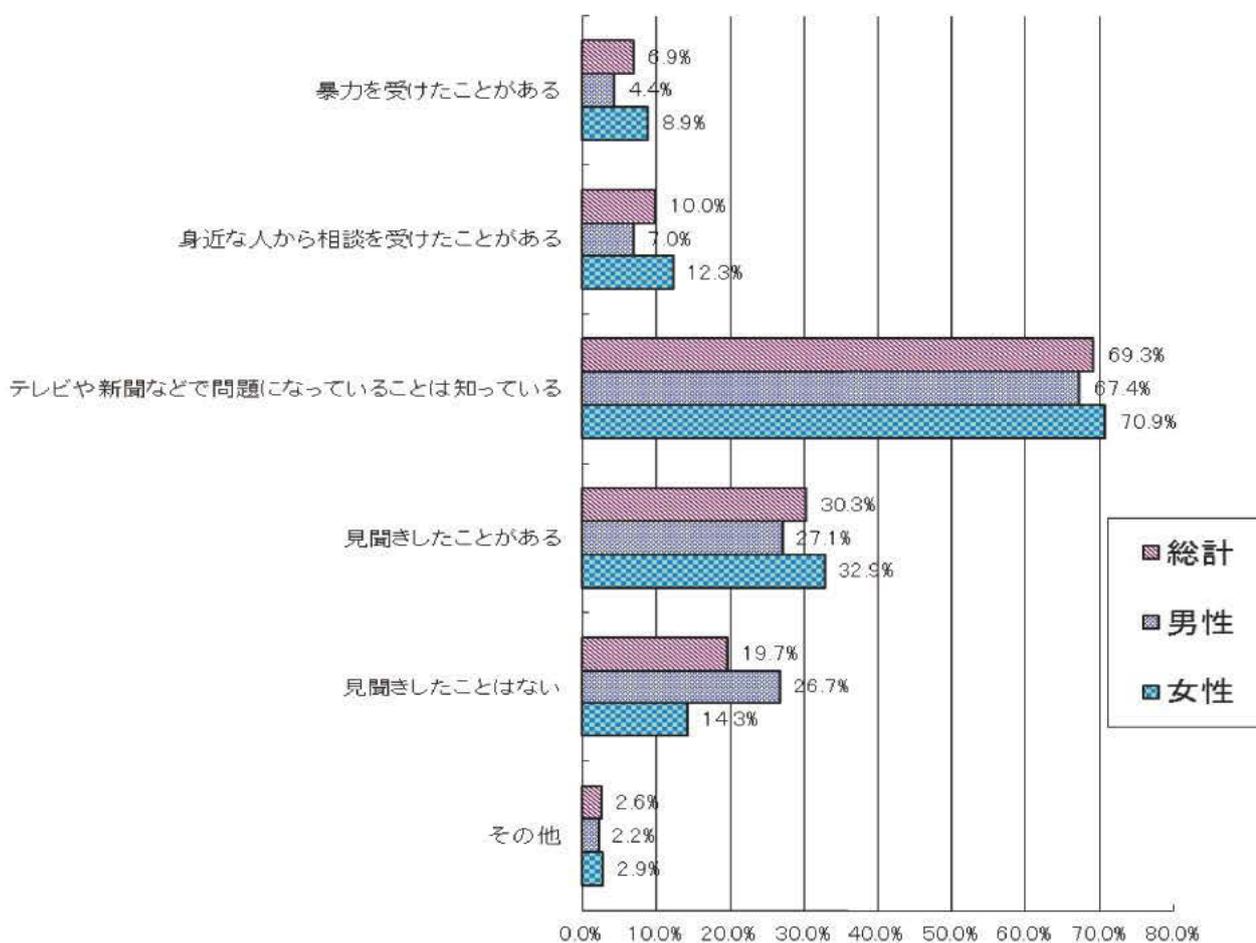


(図5)DV相談受案件数の推移

|      | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| いすみ市 | 1      | 64     | 79     | 93     | 157    |
| 千葉県  | 5,769  | 6,860  | 8,017  | 9,678  | 9,375  |

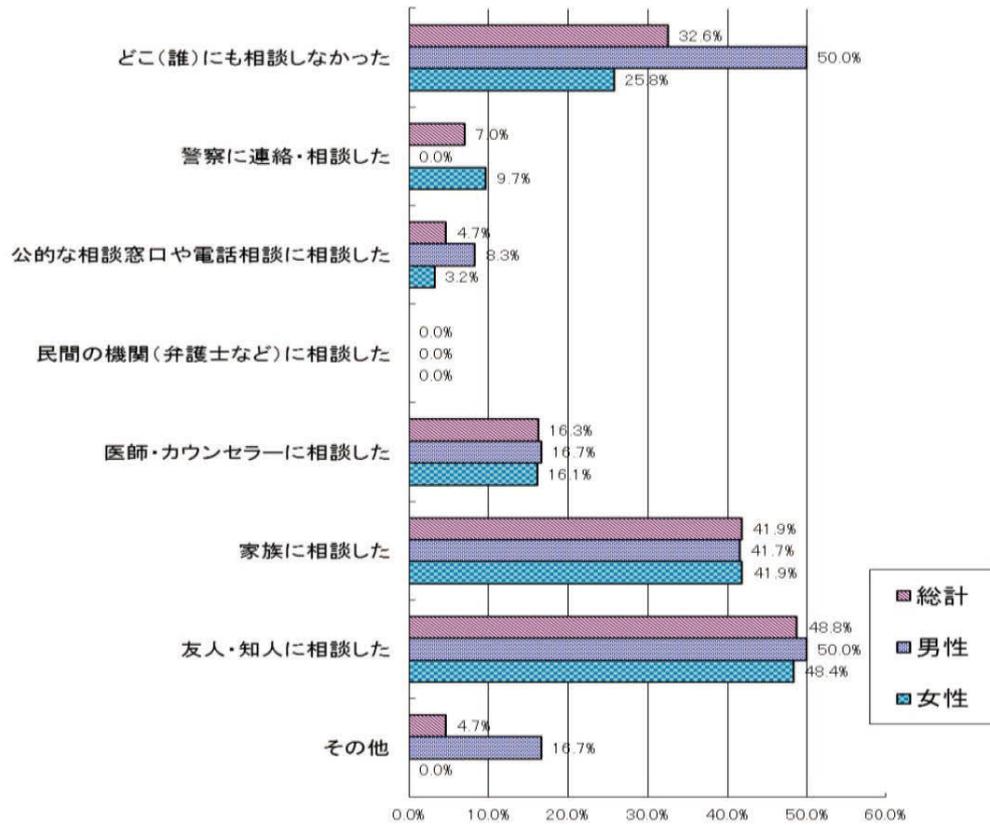
「福祉課資料」

(図6)DVを経験したり、身近で見聞きしたことがあるか



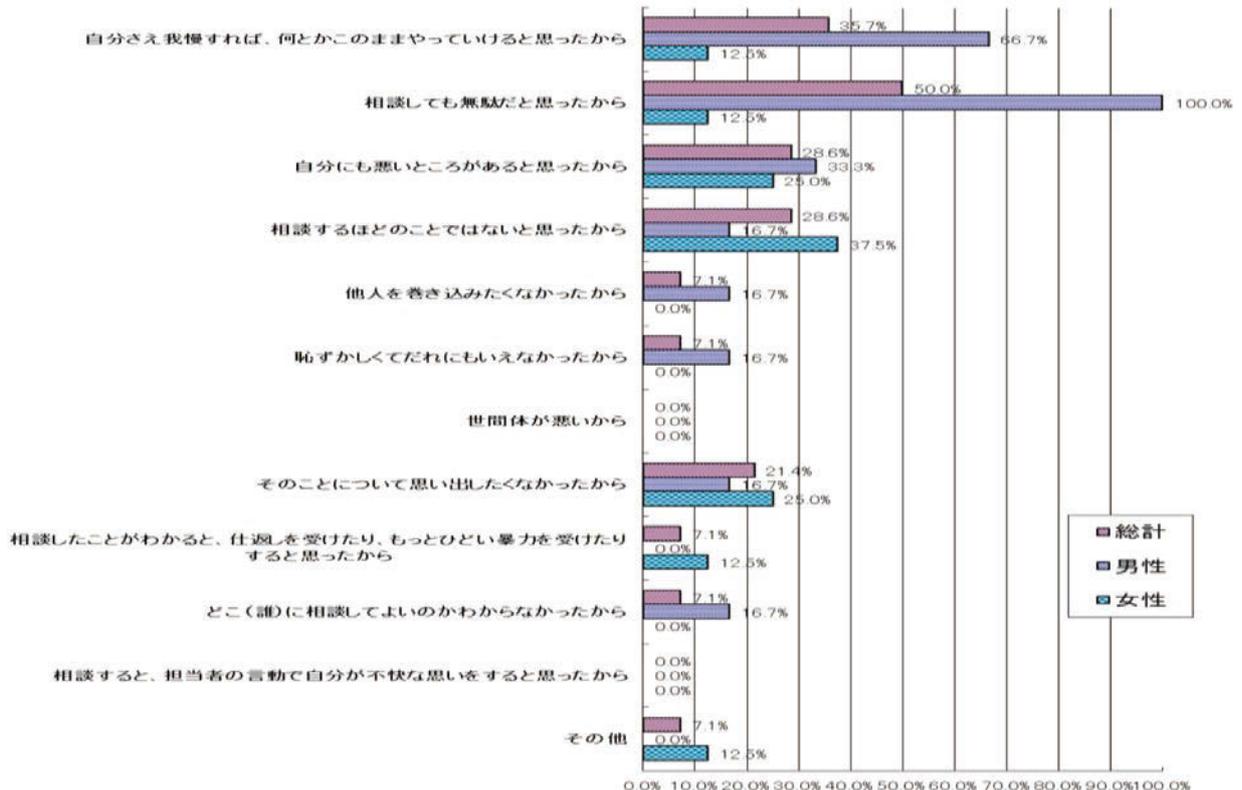
「市民アンケート」

(図7) これまでDVについて誰かに打ち明けたり、相談したことがあるか



「市民アンケート」

(図8) 相談しなかった理由



「市民アンケート」

## 施策の方向

### ① DVや児童等対策の相談・支援体制の充実

被害者に相談窓口の周知や充実を図るとともに、的確で適切な相談業務の遂行を図るため、関係職員の研修などを実施し、資質の向上を図り、「要保護児童対策地域協議会」、「障害者虐待防止法」を基に、被害者の保護、自立支援のため、暴力などに関する情報提供と啓発活動を推進するとともに、県や関係行政機関との連携強化に努めます。

また、被害防止のための助言・指導を行うほか、一時保護のための関係機関への引き継ぎを適切に行います。

| 事業内容  | 担当課      |
|---|----------|
| DVや児童・高齢者・障がい者等に対する虐待の相談窓口について、周知・徹底  | 福祉課      |
|   | 市民課      |
|   | 健康高齢者支援課 |
|   | 学校教育課    |
| 庁内の連携・迅速かつ適切な対応   | 福祉課      |
|   | 市民課      |
|   | 健康高齢者支援課 |
|   | 学校教育課    |
| DVや児童・障がい者への虐待について相談体制や、シェルターへの避難など緊急的対応の充実<br>○女性サポートセンター<br>（中核的配偶者暴力相談支援センター）<br>○夷隅健康福祉センター<br>（地域配偶者暴力相談支援センター）<br>○千葉県男女共同参画センター<br>（地域配偶者暴力相談支援センター）<br>○警察<br>○病院<br>○児童相談所<br>上記の関係機関との連携の強化 | 福祉課      |
| 高齢者への虐待について相談体制や、シェルターへの避難など緊急的対応の充実<br>○包括支援センター   | 健康高齢者支援課 |

## ②DV・虐待被害者等に対する広報・啓発

男女は平等であり、お互いの尊厳を重んじ対等な関係づくりに努めるとともに、暴力を根絶し、暴力を容認しない社会の実現を目指した広報啓発活動に努めます。

| 事業内容                          | 担当課      |
|-------------------------------|----------|
| 広報紙、ホームページ等を利用したDVや虐待防止に関する周知 | 福祉課      |
|                               | 健康高齢者支援課 |
| DVや虐待に関するチラシ等の配布による情報提供       | 福祉課      |
|                               | 健康高齢者支援課 |

## ③セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等防止対策の推進

職場・学校・地域など、社会のあらゆる場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント・マタニティハラスメント防止のため、関係機関との連携を図りながら、啓発活動を進めます。

| 事業内容  | 担当課      |
|---|----------|
| セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント・マタニティハラスメントの防止に向けた啓発         | 福祉課      |
|   | 健康高齢者支援課 |
| 市職員における、セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント・マタニティハラスメントの防止に向けた啓発 | 総務課      |



### ※女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

内閣府男女共同参画局では、女性に対する暴力の問題に対する社会における認識をさらに深めていただくため、「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク」を平成13年に策定しました。

シンボルマークは、女性が腕をクロスさせた姿を描いており、女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせて腕により、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志を表しています。

## 2 安心して暮らせる環境づくり

### 【現状と課題】

男性も女性も互いの身体的特質を十分に理解し合い、人権を尊重しながら相手に思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成に欠くことができない前提となっています。

特に、女性は妊娠や出産をする可能性があるなど男性とは異なる機能を有することから、男女が互いの性に関して正しい知識を持ち、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など生涯にわたって女性特有の健康上の問題に直面することに留意する必要があります。

すべての人々が身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることが求められており、男女が生涯にわたり健康を保持・増進できるようライフステージに応じた健康管理体制の充実に努めます。

また、地域の防災力の中核的存在である消防団について、女性の参加を促進します。

### 計画の指標

| 計画の指標           | 近況値<br>(平成27年度) | 目標値<br>(平成33年度) |
|-----------------|-----------------|-----------------|
| 国保加入者の特定健康診査受診率 | 31.2%           | 60.0%           |

〔市民課資料〕

| 計画の指標        | 近況値<br>(平成28年度) | 目標値<br>(平成33年度) |
|--------------|-----------------|-----------------|
| 子宮頸がん検診延べ受診率 | 23.4%           | 増加を目指します        |
| 乳がん検診延べ受診率   | 39.2%           | 増加を目指します        |

〔健康高齢者支援課資料〕

| 計画の指標              | 近況値<br>(平成28年度) | 目標値<br>(平成33年度) |
|--------------------|-----------------|-----------------|
| いすみ市消防団における女性消防団員数 | 10人             | 増加を目指します        |

〔危機管理課資料〕

## 施策の方向

### ①健康増進事業・母子保健対策の充実

妊娠・出産や更年期等、心身の変化に対応した健康診査・保健相談・性差医療の情報提供等により、健康づくりを支援します。

| 事業内容                   | 担当課      |
|------------------------|----------|
| 両親学級、妊産婦相談などの妊産婦保健の充実  | 健康高齢者支援課 |
| 学校保健と連携した総合的な保健指導体制の充実 | 健康高齢者支援課 |
|                        | 学校教育課    |
| 健康づくり体制の充実             | 健康高齢者支援課 |
| 健康相談・栄養指導などの充実         | 健康高齢者支援課 |

### ②子育て環境の整備

地域での子育て支援や相談機能の充実を図り、安心して子育てができ、子どもたちが健やかに成長するよう、地域全体で支援する環境づくりを推進します。

| 事業内容                            | 担当課   |
|---------------------------------|-------|
| 保育所における地域との交流促進                 | 福祉課   |
| 乳児保育・延長保育・一時保育・休日保育などの保育サービスの充実 | 福祉課   |
| 子育て支援センターの活用                    | 福祉課   |
| 子育てヘルパー派遣等の充実                   | 福祉課   |
| 放課後児童クラブの充実                     | 福祉課   |
| 企業などに対する育児休業制度の普及啓発             | 水産商工課 |
| 市の職員に対する育児休業制度の利用促進のための啓発       | 総務課   |

### ③家庭・地域における男女共同参画の促進

家庭において、男性が家事・育児・介護などを取り組めるよう環境づくりを進めるとともに、地域においては、男女がともに参加できるよう環境整備を進め、また、地域活動における意志決定過程への女性の参画を促進します。

| 事業内容                 | 担当課   |
|----------------------|-------|
| 家事・育児等能力向上のための学習会の充実 | 福祉課   |
|                      | 生涯学習課 |
|                      | 企画政策課 |
| 育児・介護休業制度等の普及・啓発     | 水産商工課 |
| 防災活動への女性参加促進         | 危機管理課 |
| 防災計画の見直し             | 危機管理課 |
| 地域活動における男女共同参画促進     | 企画政策課 |

#### ④ ことろとからだの健康支援

男性も女性も互いの身体的特質を十分に理解し合い、人権を尊重しながら相手に思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成に欠くことができない前提となっています。

特に、女性は妊娠や出産をする可能性があるなど男性とは異なる機能を有することから、男女が互いの性に関して正しい知識を持ち、女性が思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期といったライフステージに沿った女性特有の健康上の問題に直面することに留意する必要があります。

また、性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルツ／ライツ）に関する意識を広く浸透させるため健康相談、正しい知識の普及啓発に努めます。

| 事業内容                            | 担当課      |
|---------------------------------|----------|
| 広報紙等の活用による啓発                    | 健康高齢者支援課 |
| 健康づくり推進体制の充実                    | 健康高齢者支援課 |
| 不妊及びがん生殖医療に関する支援体制の充実           | 健康高齢者支援課 |
| 特定健康診査・特定保健指導の充実                | 市民課      |
|                                 | 健康高齢者支援課 |
| 喫煙・食習慣が与える健康への影響に関する正しい知識の普及・啓発 | 健康高齢者支援課 |

#### ⑤ 生活の安定と自立に向けた福祉対策の推進

ひとり親家庭等の安定した生活と経済的・精神的な自立の促進や、身体に障がいをもつ人とその家族の日常生活の安定と向上を図るため、在宅福祉サービスの充実を図ります。

また、ひとり暮らしや寝たきりなどにより援護を必要とする高齢者が、健康で安心して豊かな生活が送れるように、住宅福祉と施設サービスの拡充を図ります。

| 事業内容                           | 担当課      |
|--------------------------------|----------|
| ひとり親家庭等医療費の拡充                  | 福祉課      |
| 民生児童委員、母子自立支援員による母子福祉等の相談機能の充実 | 福祉課      |
| 母子自立支援員などの研修参加促進               | 福祉課      |
| 障がい者保健福祉サービスの充実                | 福祉課      |
| 介護予防・認知症予防対策の推進                | 健康高齢者支援課 |
| 認知症サポーターの養成                    | 健康高齢者支援課 |
| 介護保険事業の円滑・適正な推進                | 健康高齢者支援課 |
| 相談支援体制の充実                      | 健康高齢者支援課 |
|                                | 福祉課      |

## 基本目標Ⅲ あらゆる分野での男女共同参画の社会づくり

### 1 就業と環境の整備

#### いすみ市女性活躍推進計画

※この目標は、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく市町村推進計画と位置付けます。

##### 【現状と課題】

国が推進している「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」とは、住民一人ひとりが、年齢や性別にかかわらず、やりがいや充実を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、健康を維持し、趣味・学習・ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能とするものです。

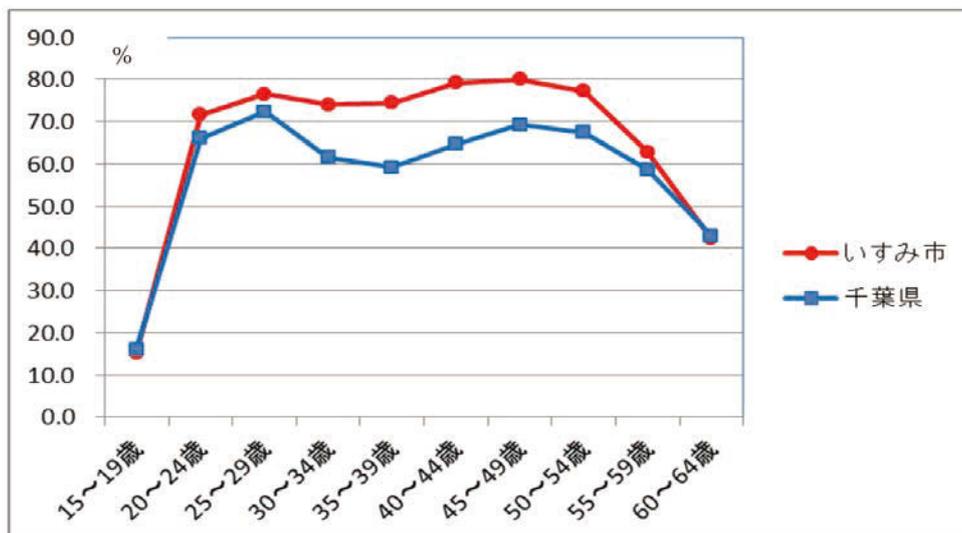
また、長時間労働を前提とした従来の働き方を見直すことは、育児・介護も含め、家族が安心して暮らし、家庭的責任を果たす上でも重要であり、企業にとっても生産性向上や優秀な人材確保に役立つとされています。

ただ、労働力率は、結婚・出産に当たる年代にいったん低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描きます。（図9）

その一因として、固定的な役割分担意識により、女性の家庭内での負担が大きいこと、男性の多くが仕事中心の生活になっており、家庭生活へ参加する時間や余裕がないことが考えられます。（22ページ 図10）

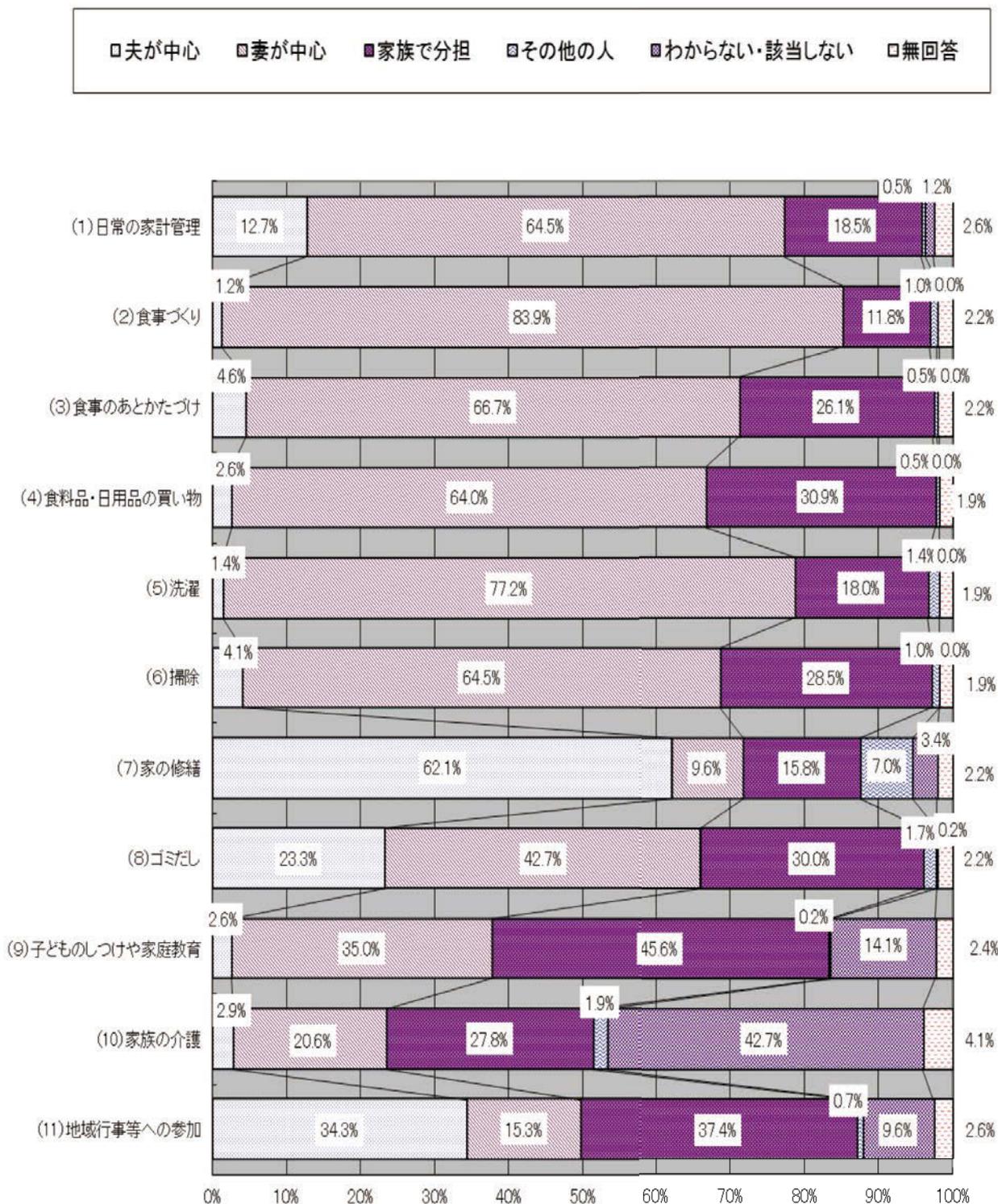
市民アンケートの結果からも、女性が家庭内で大半の役割を担っていることが伺えます。男女がともにあらゆる場面（仕事・家事・育児・介護・地域活動等）に積極的に参加していくためには、「育児・介護に関するサービスを充実すること」が最も多く、次いで「労働時間短縮や休暇制度（育児休業・介護休暇・ボランティア休暇等）を普及させること」が多かったことから、行政に対しては育児・介護に関するサービスの普及、また、企業に対しては、育児・介護休業制度の取得や時間勤務制度等、多様な働き方が可能となる制度の導入促進を図ることが必要です。（23ページ 図11）

#### （図9）女性の年齢階級別労働力率の推移



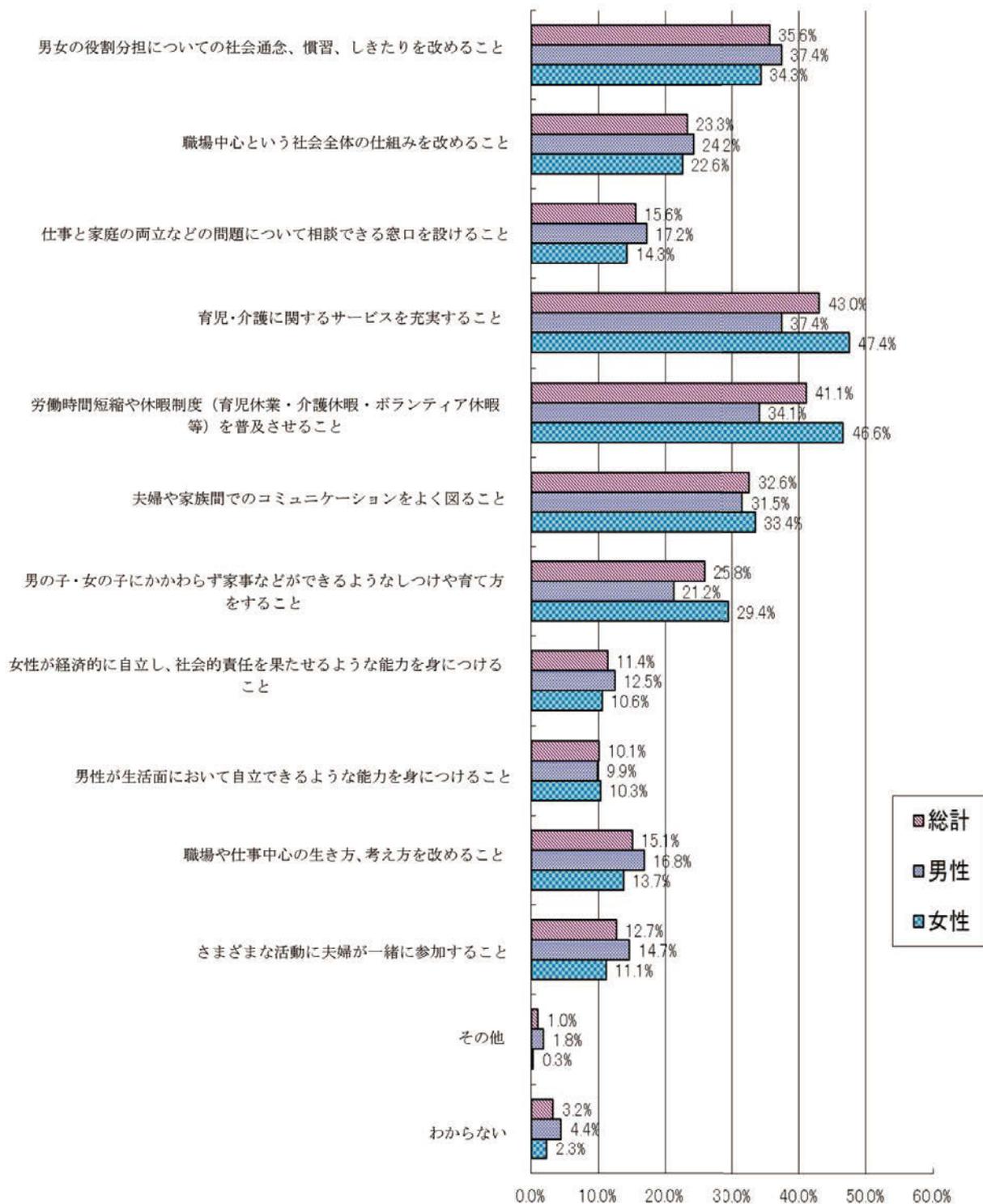
〔平成22年国勢調査資料〕

(図 10) 日常の家事の分担



「市民アンケート」

(図 11) 男女がともにあらゆる場面（仕事、家事、育児、介護、地域活動など）に積極的に参加していくために必要だと思うこと



「市民アンケート」

## 計画の指標

| 計画の指標                                 | 近況値<br>(平成28年度) | 目標値<br>(平成33年度) |
|---------------------------------------|-----------------|-----------------|
| 職場における男女の地位の平等意識<br>「平等になっている」と思う人の割合 | 30.5%           | 40.0%           |

「市民アンケート」

## 施策の方向

### ①女性の就業環境の整備

ワーク・ライフ・バランスの重要性の啓発や、保育サービス・介護サービスなど家事・育児・介護などを男女がともに担う環境づくり、子育て支援体制の充実に努めます。

| 事業内容                            | 担当課      |
|---------------------------------|----------|
| ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発              | 企画政策課    |
| 育児・介護休業制度等の普及・啓発                | 水産商工課    |
| 延長保育・乳児保育・一時保育・休日保育などの保育サービスの充実 | 福祉課      |
| 放課後児童クラブの充実                     | 福祉課      |
| 介護サービスの充実                       | 健康高齢者支援課 |
| いすみ市特定事業主行動計画の職員への周知            | 総務課      |

## 施策の方向

### ②労働における男女共同参画の促進

公共職業安定所などの関係機関と連携し、事業主や企業等に対して男女雇用機会均等法の周知や、男女間の格差是正のための積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の促進を図ります。

女性が男性とともに個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に参画することができるよう、講座やセミナーなど様々な知識を身につける機会を提供し、女性のエンパワーメントを支援します。

また、農業、漁業、商工業の自営業において、女性が働きやすい労働環境づくりや作業と家事などを両立しやすい家庭づくりを支援し、家族で従事する家庭においては、経営主だけでなく従事する家族全員で、お互いの意思を尊重しながら、経営方針や一人ひとりの役割、働きやすい環境づくりなどについて話し合いにより決定することを推奨します。

| 事業内容                                    | 担当課   |
|---|-------|
| 男女雇用機会均等法に基づく労働条件の向上支援                  | 水産商工課 |
|   | 企画政策課 |
| 女性のエンパワーメント学習支援の充実                      | 企画政策課 |
| 農業・漁業・商工業の自営業の従事者の労働条件の改善と環境づくり         | 農林課   |
|   | 水産商工課 |
| 市の職員に向けたワーク・ライフ・バランスについての意識の醸成や女性管理職の育成 | 総務課   |

## 市民の声 ～市民アンケートより～

- 男女で能力の差はないと思うが、力の差(パワー)はある。男性にしかできないこと、女性にしかできないこともあるということ、よく考えなければならないと思う。男女それぞれに対して思うことがある。本音で語り合い、互いのことを理解できるように努めること。(20歳代女性)
- 最近では女性の働く率が多くなってきていると思うが、まだまだ男性に比べれば少ないし、理解されない部分もあると思うので、理解される環境を作らないといけないだろうし、会社内とかで差別されたり、セクハラ・パワハラをされたら勇気をもって駄目と言える環境づくりが大切だと思う。(30歳代男性)
- 男性女性のそれぞれの特徴(体力・母性など)に応じて、平等な社会を目指し、バランスの良い教育を行っていくべきだと思います。(60歳以上男性)



## 2 施策・方針過程への参画促進

### 【現状と課題】

平成28年度における地方自治法第180条の5に基づく女性委員比率は、7.3%になっており、同法第202条の3に基づく本市の審議会等における女性委員比率は20.7%となっています。第1次プランをわずかに上回ってはいますが、目標値には届いていない状況です。今後ともさらに積極的な登用を図る必要があります。

また、男女が対等かつ均等に幅広い分野で活躍することができるよう、女性職員の職域の拡大や管理職への積極的な登用を進めるとともに、事業所や上記の法に規定する以外の委員会・審議会等の各種団体においても女性の登用や参画が促進されるよう積極的に働きかけていく必要があります。

### 計画の指標

| 計画の指標                            | 近況値<br>(平成28年度) | 目標値<br>(平成33年度) |
|----------------------------------|-----------------|-----------------|
| 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における女性の登用率 | 7.3%            | 10.0%           |
| 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における女性の登用率 | 20.7%           | 35.0%           |

〔企画政策課資料〕

### 施策の方向

#### ①各種審議会・委員会等の委員への女性の登用

施策・方針決定の場への女性参画を促進するため、各種詰問機関である、審議会・審査会などへの女性の登用に取り組み、全委員のうち女性委員が占める割合が目標値になるよう努めます。

| 事業内容              | 担当課           |
|-------------------|---------------|
| 幅広い人材把握と女性委員登用の促進 | 関係各課<br>企画政策課 |
| 委員の公募の促進          | 関係各課<br>企画政策課 |
| 意志決定過程への女性の参画の促進  | 関係各課<br>企画政策課 |

## 市民の声 ～市民アンケートより～

- 職場での女性管理職は望ましい事です。物事を正しく判断・行動を起こせる人はどんどん抜擢すべきです。枠を作ったから埋めるのではなく必要だから担ってもらうという事。また、男・女ではできないことを忘れてはならないと思います。  
(30歳代男性)
- 市議・行政協力員・各委員会(教育・民生・農業・国保等)女性が増えてほしい。  
(40歳代男性)
- 女性の意識を高めることも大切だと思う。その人それぞれの力を最高のかたちで出せるようにしていきたいと思います。(60歳以上女性)



## 第4章

# プランの推進



## 第4章 プランの推進

### 1 推進体制の整備・充実

本プランを推進するためには、行政をはじめ、市民、企業各種団体等がプランに対する理解を深め、あらゆる分野で取組んでいく必要があります。

庁内においては、プランの実行に際して各課が情報の共有化と連携を図り、職員一人ひとりが男女共同参画の視点に立って、総合的かつ計画的に施策を推進します。

### 2 市民との共創と協働によるプランの推進

男女共同参画社会の形成は、市民と行政との共創と協働により進めることが不可欠です。市民一人ひとりが正しい認識を持つための啓発活動を進めるとともに、市民や企業、団体などとともに取組みを進めることが必要です。積極的な市民の参画を期待するとともに、様々な分野で活躍する団体や事業者がともに参加し、男女共同参画に関する意見や情報を交換しあい、「いすみ男女共同参画プラン推進懇話会」などの関係機関との連携を図りながら、市民との共創と協働によるプランの推進を図ります。

### 3 国・県等関係機関との連携

国・県等関係機関との連携を図り、相互協力をして効果的な施策の発展を目指します。

また、近隣自治体、千葉県男女共同参画地域推進員※と連携を図り、広域的にプランを推進します。

#### ※千葉県男女共同参画地域推進員

千葉県男女共同参画地域推進員は、男女共同参画をはじめとする委員をされている方やさまざまな地域貢献活動をされている方の中から、適任の方を市が推薦し、県知事の委嘱を受けた者であり、地域において県や市のパイプ役となり、男女共同参画を推進する活動をしています。

# 資 料



## (1) 男女共同参画に関する市民アンケート調査結果

1

### 調査概要

いすみ市における家庭生活、男女の役割と平等意識、社会参加、少子・高齢化などの様々な面について市民の意識を把握し、計画づくりの基礎資料とするため

### 調査対象

20歳以上の市民から1,500人を無作為抽出  
(基準日：平成28年4月1日現在)

### 実施時期

平成28年6月20日(月)～平成28年7月29日(金)

### 調査方法

郵便でアンケート調査票と返信用封筒を配布し、本人が回答を記入の上、一定期間後に返送していただく方法(郵送アンケート法)により実施(自記式郵送法・無記名)

### 回答数

| 配布数   | 回収数 | 回収率   |
|-------|-----|-------|
| 1,500 | 623 | 41.5% |

### 結果の留意事項

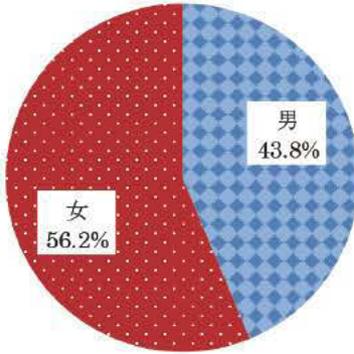
- ① 集計結果は、すべて小数点以下第2位を四捨五入したため、構成比(%)の合計が100.0%にならないことがあります。
- ② 1人の対象者に複数の回答を認めた設問では、内訳の合計が100.0%を超えることがあります。

# 2

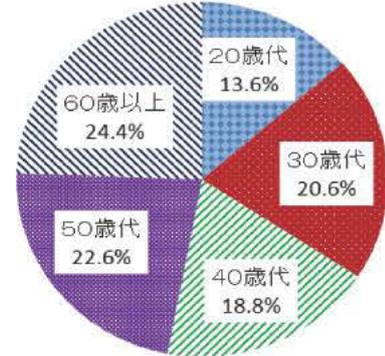
## アンケート結果の概要

### 1 回答者自身のことについて

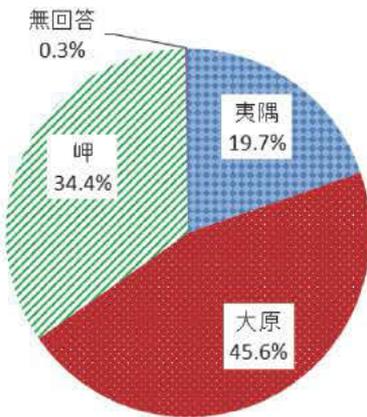
#### ① 回答者の性別



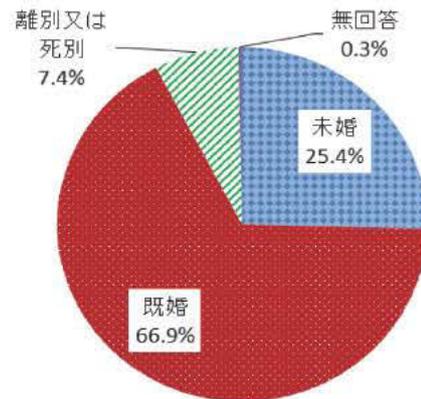
#### ② 回答者の年齢



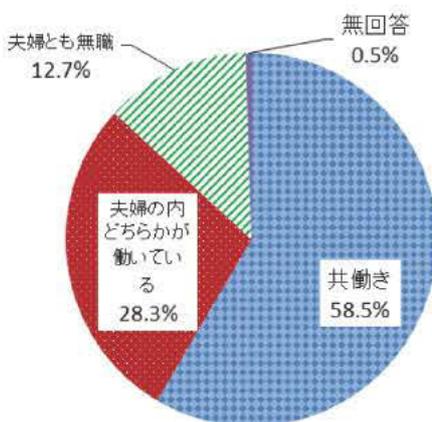
#### ③ 回答者の居住地区



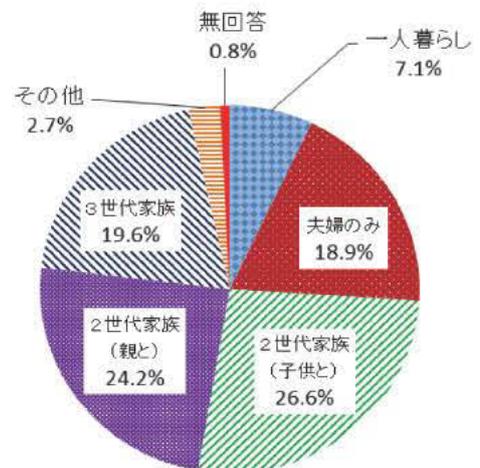
#### ④ 配偶者の有無



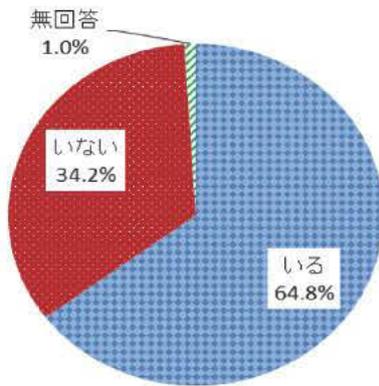
#### ⑤ 就業の形態（既婚者のみ）



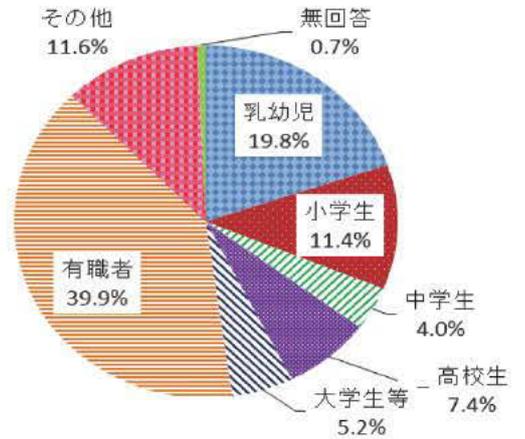
#### ⑥ 世帯構成



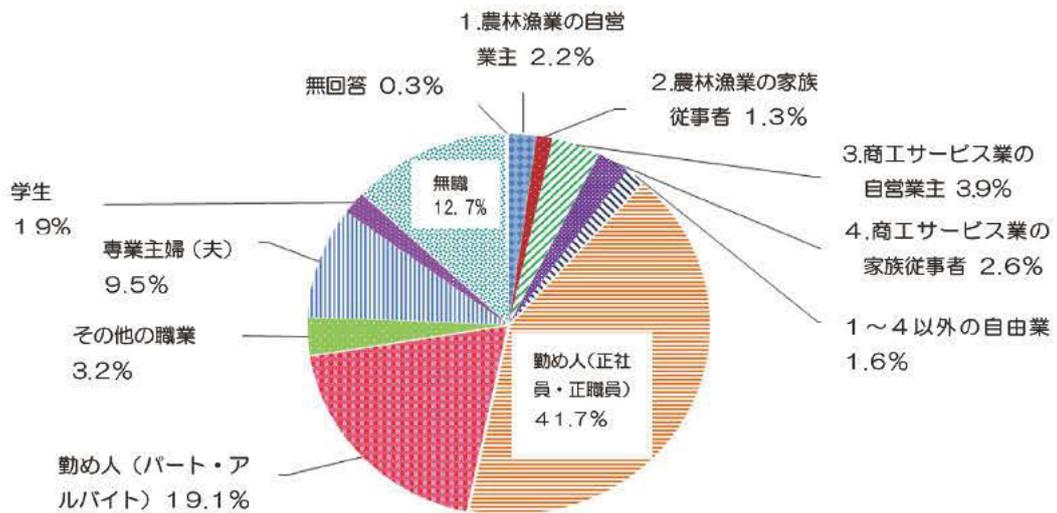
### ⑦ 子供の有無



### ⑧ 一番下の子どもの年齢



### ⑨ 職業



## (2) いすみ男女共同参画プラン推進懇話会設置要綱

### (設置)

第1条 本市における男女共同参画プランに関する施策の総合的かつ効果的な推進にあたり、広く意見を求めるため、いすみ男女共同参画プラン推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 男女共同参画計画プランの施策に関すること。
- (2) その他男女共同参画プランの推進に関すること。

### (組織)

第3条 懇話会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員 2人
- (2) 学識経験者 2人
- (3) いすみ市男女共同参画地域推進員 3人
- (4) 関係諸団体の代表者 3人

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は委員の互選による。
- 3 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるとき、又は欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が必要に応じて召集する。ただし、委員が委嘱されて最初に行われる会議にあつては、市長がこれを召集する。

- 2 懇話会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

### (3) いすみ男女共同参画プラン推進懇話会委員名簿

| 区 分             | 氏 名     | 役 職 等       |
|-----------------|---------|-------------|
| 市議会議員           | 荒 井 正   | 市議会議員       |
|                 | 中 村 松 洋 | 市議会議員       |
| 学識経験者           | 黒 川 薫   | 元公立学校長      |
|                 | 沼 敏 章   | 古沢郵便局長      |
| 男女共同参画<br>地域推進員 | 麻 生 秀 子 | 元公立学校長      |
|                 | 永 野 佳 代 | 元大原地区主任児童委員 |
|                 | 田 上 敦   | 元公立学校長      |
| 関係諸団体の<br>代表者   | 坂 間 範 子 | 女性の会連絡協議会   |
|                 | 實 方 悦 子 | 商工会女性部      |
|                 | 清 水 栞   | 社会教育委員      |

## (4) 男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### (男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受

けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

#### (社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

#### (政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

#### (家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

#### (国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

#### (国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同

参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」

という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
  - 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
  - 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要

な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (省略)

## (5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成13年4月13日法律第31号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

### 第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

### 第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び

厚生労働大臣(以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

### 第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
  - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあつては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
  - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援セン

ター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、

福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防

止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその他の親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判

所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

#### （管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

#### （保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員

の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条の2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

#### （迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

#### （保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

#### （保護命令の申立てについての決定等）

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるとき

は、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第1項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第10条第1項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第一号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第一号の規定による

命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

（第10条第1項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第18条 第10条第1項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴

訟法（平成8年法律第109号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第5章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第3条第3項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を

含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第2項の規定により支弁した費用

## 第6章 罰則

第29条 保護命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附則（省略）

## (6) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (平成27年9月4日法律第64号)

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念のっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

#### (基本原則)

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

#### (国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）のっとり、女性の

職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

#### (事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則ののっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

### 第2章 基本方針等

#### (基本方針)

第5条 政府は、基本原則ののっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
  - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
  - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
  - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

#### (都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第3章 事業主行動計画等

#### 第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第2節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、

男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- 一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第5条の3第1項及び第3項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第48条の3、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の2の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同

法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第13条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上

で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

#### 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

#### 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部

を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。)の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として

加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第25条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第5章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第6章 罰則

第29条 第29条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は1年以下の懲役又は50万円以下の罰則に処する。

- 一 第18条第4項の規定に違反した者
- 二 第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当するものは、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- 一 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下罰金に処する。

- 一 第10条第2項の規定に違反した者
- 二 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則（省略）

(7) 世界・国・県の男女共同参画の動き

|                  | 世界   | 日本   | 千葉県   |
|------------------|--|--|---|
| 昭和50年<br>(1975年) | ・国際婦人年(目標:平等、開発、平和)<br>・国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択                       | ・婦人問題企画推進本部設置<br>・婦人問題企画推進本部に参与設置<br>・婦人問題企画推進本部会議開催 |   |
| 昭和52年<br>(1977年) |  | ・「国内行動計画」策定<br>・国立婦人教育会館オープン                         | ・千葉県婦人問題行政連絡協議会設置                                   |
| 昭和53年<br>(1978年) |  |  | ・「青少年課」を「青少年婦人課」に改組し婦人班を設置                          |
| 昭和54年<br>(1979年) | ・国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択  |  | ・各支庁に婦人問題担当窓口を設置                                    |
| 昭和55年<br>(1980年) | ・「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン)「国連婦人の十年後期行動プログラム」採択                             |  | ・婦人広報誌「ちばの婦人」創刊                                     |
| 昭和56年<br>(1981年) |  | ・「国内行動計画後期重点目標」策定                                    | ・「千葉県婦人施策推進総合計画」策定<br>・千葉県青少年婦人会館開設                 |
| 昭和57年<br>(1982年) |  |  | ・婦人問題推進のつどい開催                                       |
| 昭和58年<br>(1983年) |  |  | ・女性管理能力養成講座開設                                       |
| 昭和59年<br>(1984年) | ・「国連婦人の十年」ESCAP地域政府間準備会議開催(東京)   |  |   |
| 昭和60年<br>(1985年) | ・「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議(西暦2000年に向けての)「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択(目標:平等、開発、平和)       | ・「国籍法」改正<br>・「男女雇用機会均等法」公布<br>・「女子差別撤廃条約」批准          | ・「婦人問題に関する意識調査」実施<br>・千葉県婦人問題懇話会設置                  |
| 昭和61年<br>(1986年) |  | ・婦人問題企画推進本部拡充:構成を全省庁に拡大、任務も拡充<br>・婦人問題企画推進有識者会議開催    | ・婦人フォーラム県大会開催<br>・「千葉県婦人計画」策定<br>・婦人の海外派遣(婦人のつばさ)実施 |
| 昭和62年<br>(1987年) |  | ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定<br>・婦人問題企画推進本部参与拡充          |   |
| 昭和63年<br>(1988年) | ・女子差別撤廃条約実施状況第1回報告審査   |  | ・国際婦人フォーラム開催  |
| 平成元年<br>(1989年)  |  | ・学習指導要領の改訂(高等学校家庭科の男女必修等)                            | ・「婦人問題に関する意識調査」実施                                   |
| 平成2年<br>(1990年)  | ・国連婦人の地位委員会拡大会期<br>・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 |  | ・「青少年婦人課」に「婦人政策室」設置                                 |
| 平成3年<br>(1991年)  |  | ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改定)」策定<br>・「育児休業法」公布        | ・「さわやかちば女性プラン」策定                                    |
| 平成4年<br>(1992年)  |  |  | ・「青少年婦人課婦人政策室」を「青少年女性課女性政策室」と変更                     |

|                  |   |  |   |
|------------------|---|--|---|
| 平成5年<br>(1993年)  |   |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>千葉県女性白書「ちば女性のすがた」発刊</li> <li>「男女共同参加型社会に向けての県民意識調査」実施</li> </ul>                   |
| 平成6年<br>(1994年)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>女子差別撤廃条約実施状況第2, 3回報告審査</li> <li>ESCAP 地域準備会議 (ジャカルタ)</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画室、男女共同参画審議会、男女共同参画推進本部設置 (婦人問題企画推進本部を改組)</li> </ul>   |   |
| 平成7年<br>(1995年)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>第4回世界女性会議 平等、開発、平和のための行動 (北京)</li> <li>「北京宣言及び行動綱領」採択</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>「育児休業法」改正・介護休業制度の法制化</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>第4回世界女性会議 (NGO フォーラム) 派遣事業実施</li> </ul>  |
| 平成8年<br>(1996年)  |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共同参画ビジョン」答申</li> <li>「男女共同参画推進連携会議 (えがりてネットワーク)」発足</li> <li>「男女共同参画2000年プラン」策定</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>「ちば新時代女性プラン」策定</li> <li>千葉県女性センター開設</li> </ul>                                     |
| 平成9年<br>(1997年)  |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共同参画審議会設置法」施行</li> <li>「男女雇用機会均等法」改正</li> </ul>  |   |
| 平成10年<br>(1998年) |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法について」答申</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」実施</li> </ul>  |
| 平成11年<br>(1999年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>ESCAP ハイレベル政府間会議 (バンコク)</li> </ul>                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>「改正男女雇用機会均等法」施行</li> <li>「女性に対する暴力のない社会をめざして」答申</li> <li>「男女共同参画社会基本法」公布・施行</li> </ul>  |   |
| 平成12年<br>(2000年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>国連特別総会「女性2000年会議」 (ニューヨーク)</li> </ul>                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画審議会「女性に対する暴力に関する基本的方策」答申</li> <li>男女共同参画審議会「男女共同参画基本計画策定にあたっての基本的な考え方」答申</li> <li>「ストーカー規制法」公布</li> <li>「男女共同参画基本計画 (第1次)」閣議決定</li> </ul>           | <ul style="list-style-type: none"> <li>「千葉県女性施策推進懇話会」を「千葉県男女共同参画推進懇話会」へ改称</li> <li>「青少年女性課女性政策室」から「男女共同参画課」に改組</li> </ul> |
| 平成13年<br>(2001年) |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画局、男女共同参画会議設置</li> <li>「配偶者暴力防止法」公布、施行</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>「千葉県男女共同参画計画」策定</li> </ul>   |
| 平成14年<br>(2002年) |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>「改正育児・介護休業法」施行</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>千葉県女性サポートセンター開設</li> <li>男女共同参画課内にDV対策担当チームを設置</li> </ul>                          |
| 平成15年<br>(2003年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>女子差別撤廃条約実施状況第4, 5回報告審査</li> </ul>                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定</li> <li>「少子化社会対策基本法」公布、施行</li> <li>「次世代育成支援対策推進法」公布、施行</li> </ul>   |   |
| 平成16年<br>(2004年) |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>「配偶者暴力防止法」改正及び同法に基づく基本方針の策定</li> <li>「刑法」改正</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」の実施</li> </ul>   |
| 平成17年<br>(2005年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>第49回国連婦人の地位委員会 (「北京+10」閣僚級会合) (ニューヨーク)</li> </ul>                | <ul style="list-style-type: none"> <li>「改正育児・介護休業法」施行</li> <li>男女共同参画会議「男女共同参画社会の形成促進に関する施策の基本的な方向について」答申</li> <li>「男女共同参画基本計画 (第2次)」閣議決定</li> <li>女性の再チャレンジ支援策検討会議「女性の再チャレンジ支援プラン」決定</li> </ul> |   |

|                     |  |  |   |
|---------------------|--|--|---|
| 平成 18 年<br>(2006 年) | ・第 1 回東アジア男女共同参画担当大臣会合の開催 (東京)             | ・「男女雇用機会均等法」改正   | ・「千葉県DV防止・被害者支援基本計画」策定<br>・ちば県民共生センター・同東葛飾センター開設<br>・「千葉県男女共同参画計画 (第 2 次)」策定      |
| 平成 19 年<br>(2007 年) | ・第 2 回東アジア男女共同参画担当大臣会合の開催 (インド)            | ・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正<br>・少子化社会対策会議「子どもと家族を応援する日本」重点戦略取りまとめ<br>・「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) 憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定<br>・「配偶者暴力防止法」改正 | ・「千葉県男女共同参画推進連携会議」発足  |
| 平成 20 年<br>(2008 年) | ・女子差別撤廃条約実施状況第 6 回報告提出                     | ・厚生労働省「新卒若年児童ゼロ作戦」決定<br>・「次世代育成支援対策推進法」改正<br>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」改定  |   |
| 平成 21 年<br>(2009 年) |  |  | ・「千葉県DV防止・被害者支援基本計画 (第 2 次)」策定<br>・「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」実施<br>・千葉県女性サポートセンター改築 |
| 平成 22 年<br>(2010 年) | ・第 54 回国連婦人の地位委員会 (「北京 + 15」記念会合) (ニューヨーク) | ・「仕事と生活の調和 (WLB) 憲章」及び行動指針改正<br>・第 3 次男女共同参画基本計画策定   |   |
| 平成 23 年<br>(2011 年) | ・UN Women 正式発足                             |  | ・第 3 次千葉県男女共同参画計画策定   |
| 平成 24 年<br>(2012 年) |  | ・「『女性の活躍推進による経済活性化』行動計画」策定   | ・千葉県DV防止・被害者支援基本計画  |
| 平成 25 年<br>(2013 年) |  | ・「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる<br>・「DV防止法」改正 (26 年 1 月施行)  |   |
| 平成 26 年<br>(2014 年) |  | ・「日本再興戦略」改訂 2014 に「『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる   |   |
| 平成 27 年<br>(2015 年) | ・第 59 回国連婦人の地位委員会 (「北京 + 20」記念会合) (ニューヨーク) | ・「女性活躍加速のための重点方針 2015」策定<br>・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (28 年 4 月全面施行)<br>・第 4 次男女共同参画基本計画策定   |   |
| 平成 28 年<br>(2016 年) |  |  | ・第 4 次千葉県男女共同参画計画策定   |

## (7) 《用語解説》(50音順)

### ■あ行

#### 育児・介護休業法

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」という。労働者が申し出をすることによって、育児休業・介護休業を取得することができることを認めている法律。

#### SNS

(Social Networking Service)

インターネット上の交流を通して社会的ネットワークを構築するサービスのこと。LINE、Facebook、Twitterなどに代表される。

#### M字カーブ

日本の労働力人口比率を年齢階級別グラフ化したとき、30歳代を谷とし20歳代後半と40歳代後半が山になることをいう。アルファベットのMを描く原因は、出産・子育て期に離職する女性が多く、子育てが一段落すると再び就労するという特徴があるためである。

#### LGBT(エルジービーティー)

女性同性愛者(レズビアン)、男性同性愛者(ゲイ)、両性愛者(バイセクシャル)、心と体の性の不一致(トランスジェンダー)の頭文字からなる言葉で、性的少数者の総称のひとつ。

#### エンパワーメント

(empowerment)

力をつけることを言います。特に、女性が政治、経済、社会、文化などあらゆる分野で、自分で意思決定し、行動できると力を身につけることが、男女共同参画社会の実現に重要であると言う考え方。

### ■さ行

#### ジェンダー

人間は生まれつきの生物学的性別がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的性別」(ジェンダー/gender)という。

#### 事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、事業主が従業員の仕事と家庭の両立に関して講じる措置の内容を記載した計画。従業員100人を超える事業所は計画の策定が義務づけられている。企業を一般事業主、国・地方公共団体を特定事業主という。

#### ストーカー行為

相手の意思を無視し、自分が関心を抱いた相手に対して一方的にしつこくつきまとうこと。待ち伏せや尾行、手紙、ファックス、メール、電話などの行為を、昼夜かまわず執拗(しつよう)に繰り返す行為。

#### セクシュアルハラスメント

(セクハラ)

性的な嫌がらせを指す言葉。対象・非対象者の性別については、男性から女性への嫌がらせのみならず、女性から男性、また同性から同性への嫌がらせも含まれる。

#### 性と生殖に関する健康と権利

(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)

(reproductive health/rights)

1994年のカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

## 性別による固定的役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めていることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。

「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例。

## ■た行

### 男女雇用機会均等法

女子差別撤廃条約を批准する条件を整備するために、雇用の分野での男女の均等な機会・待遇の確保、女性労働者の職業能力の開発・向上、再就職の援助、職業生活と家庭生活の調和を図ることなどにより女性労働者の福祉を増進させることを目的にした法律。

### デートDV

恋人間の暴力を言い、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等あらゆる形の暴力が含まれる。

### ドメスティック・バイオレンス (DV)

配偶者・パートナーの関係にある又はあった者から振るわれる暴力を言い、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等あらゆる形の暴力が含まれる。

## ■は行

### パワーハラスメント (パワハラ)

職場において、上位の立場の者が下位の立場に対して、精神的もしくは肉体的な苦痛を与えて、職場関係を悪化させる行為。

### ポジティブ・アクション (積極的改善措置)

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善し、実質的な機会均等を実現するため、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供する暫定的な措置のこと。

## ■ま行

### マタニティハラスメント (マタハラ)

妊娠・出産、育児休業等を理由として解雇、不利益な異動、減給、降格など不利益な取扱いを行うこと。

## ■ら行

### ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のこと。

## ■わ行

### ワーク・ライフ・バランス

「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

仕事と生活の調和が実現した社会とは、一人ひとりやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会とされ、企業にとっては、ワーク・ライフ・バランスを推進することにより、従業員の満足度の向上や優秀な人材の確保につながり、生産性や業績を上げる効果があるといわれる。



## 第2次いすみ男女共同参画プラン

発行日 平成29(2017)年

◆発行/ いすみ市 企画政策課 〒298-8501 千葉県いすみ市大原7400-1  
TEL 0470-62-1382 <http://www.city.isumi.lg.jp/>

